

酒々井町プレミアム付商品券庁内検証委員会報告書

当町においては、地域の消費を喚起するため、国の地域消費喚起・生活支援型の交付金及び県の補助金を活用して、30%のプレミアムを付けた酒々井町プレミアム付商品券の販売を行うこととし、事業実施主体を酒々井町商工会とした上で、平成27年6月26日（金）から3日間にわたって当該商品券の販売が行われた。

しかしながら、その販売方法を商工会窓口のみでの直接販売としたこと、さらには「同居のご家族分を一人で購入できます」と折込チラシに記載したことで、販売当日の窓口での混乱に加え、行列に並んだのに買えなかった、虚偽の名前を記載して購入した者がいる等の苦情が殺到することとなった。

そこで、今回の商品券の販売に際しての問題点を、町の法的な責任という観点から検証するため、酒々井町プレミアム付商品券庁内検証委員会を庁内組織として立ち上げ、以下の項目について検証した。

なお、町から商工会に対する補助金の交付については負担付贈与契約となること、また商工会から町民への商品券の販売については通常の売買契約となり、別個の法律関係と解されることから、整理券の配布等、商品券の販売当日に商工会が独自の判断で行った項目に関しては、当委員会の検証項目からは除外している。

検証項目

- ① 事業主体を商工会とし、補助事業とした理由
- ② 事務費 1,007 万 5 千円の適否
- ③ 販売場所を商工会の窓口のみとした理由
- ④ 販売総数を 9,500 セットとした理由
- ⑤ 対面販売を選択した理由
- ⑥ 一人当たり販売数を 3 セットから 5 セットに変更した理由
- ⑦ 販売の公平性
- ⑧ 販売時間の変更の経緯及び変更した際の町の周知責任
- ⑨ 153 セットを追加した決定の経緯及び補助対象の可否
- ⑩ 不正販売に対する町の対応
- ⑪ 「地域経済の振興と商店の活性化」という事業効果の検証

上記の項目を検証するため、3回にわたり庁内検証委員会を開催した結果について、下記のとおり報告する。

検証結果

- ① 事業主体を商工会とし、補助事業とした理由については、
事業の主たる目的が、地域における消費喚起であることから、町内の商工業者が多数加盟している商工会が事業実施主体となった。また、委託事業ではなく補助事業とした理由は、販売方法等を商工会の裁量に委ねることで、より効果的に事業が進められることを期待したためである。
- ② 事務費 1,007 万 5 千円の適否については、
商工会の見積りによる商品券発行事務費 1,007 万 5 千円について、経済環境課において確認し、適正なものと認めた。また、商品券発行事務費から商品券印刷費等の所要経費を差し引いた事務委託費名目の予算 203 万 5 千円に関しては、調整財源として近隣自治体においても発行総額の約 2%程度が認められていることから、適正と判断した。
- ③ 販売場所を商工会の窓口のみとした理由については、
経済環境課からは、役場や中央公民館も販売場所として使用可能である旨を助言したが、販売窓口が分散した場合、商品券や売上金の保管等を行う上で安全面での不安が生じ、警備費等の所要経費も増大することから、商工会館のみでの販売としたいという商工会の意向を優先した。
- ④ 販売総数を 9,500 セットとした理由については、
補助金総額 4,047 万 5 千円から、商工会の見積りによる商品券発行事務費 1,007 万 5 千円及び低所得者向け商品券発行分 190 万円を除いた残額は 2,850 万円となるが、プレミアム率を近隣自治体と歩調を合わせる形で 30%としたことで、結果として販売総数は 9,500 セットとなった。
- ⑤ 対面販売を選択した理由については、
事前申込みの場合、往復はがきの経費負担の問題や手続きが煩雑となることで事務経費も増大すること、さらには事前申込みを選択した多くの市町においては、商品券が売れ残る事例が見受けられたことから、近隣自治体の販売方法も参考にしながら、商工会において対面販売の手法を選択した。
- ⑥ 一人当たり販売数を 3 セットから 5 セットに変更した理由については、
消費喚起の観点から高額な商品の購買を促すため、また仮に商品券が完売できなければ、国の交付金及び県の補助金の返還の問題も生じることから、近隣自治体の状況も考慮し、3 セットから 5 セットに変更した。
- ⑦ 販売の公平性については、
町では、公平性の観点から、低所得者の子育て支援としてプレミアム付商品券

の販売とは別枠で商品券の配付を企画したところであるが、実際に窓口に並べられた方のうち多くの方が商品券を購入できなかったこと、また、高齢等の理由で窓口に並ぶことができなかつた方がいたことについては、配慮が足りなかつたものと深く反省せざるを得ない。

⑧ 販売時間の変更の経緯及び変更した際の町の周知責任については、

時間外に窓口に想定した以上の多くの方が殺到したことで、車道まで列がはみだし非常に危険であったこと、また、列に長時間にわたって並べられた方の健康状態も考慮する必要があつたため、町と商工会との協議により販売時間の変更を適宜行わざるを得なかつた。また、販売方法変更のお知らせは、町ホームページへの掲載、役場前（千葉銀行 ATM 脇）及び商工会入口での掲示を行ったところであるが、町民全体への周知という観点からは不十分であつたと認識している。なお、防災行政無線の使用に関しては、逆に混乱を招く恐れがあるとの意見もあり、使用しなかつた。

⑨ 153 セットを追加した決定の経緯及び補助対象の可否については、

午前 5 時からの整理券配布終了後、前日に整理券を配布したことで、当日に商品券を購入できなかった方々に詰め寄られ、最終的に商工会の判断により、153 名に 1 セットのみ購入できる整理券を配布した。なお、当該追加分の所要財源に関しては、国に計画の変更申請を行った上で、商工会の事務費の一部を充当することとしている。

⑩ 不正販売に対する町の対応については、

経済環境課において住民基本台帳との突合を行った結果、住民登録がない不明者 34 名、転出者 20 名、死亡者 3 名、二重購入者 18 名の計 75 名（290 セット）の購入に関し、不正の可能性が疑われる。今後は、商工会からの反証の提出がなければ、町は契約条項の違反として、商工会に対し補助金の返還を求めることになる。

⑪ 「地域経済の振興と商店の活性化」という事業効果の検証については、

プレミアム付商品券は完売しており、一定の消費喚起の効果はあるものと推測されるが、現時点で大手スーパーでの使用が大半を占めていること等から考えると、一定額のプレミアム付商品券については、中小規模店舗のみで使用できるようにする等の工夫も必要であつたと思われる。

以上、11 項目について当検証委員会において検討したが、議論の結果、補助事業ということで、事業実施方法等の協議に当たって商工会の意向を優先し、的確な指導を行うことができなかつたこと、また、当然予想される混乱を避けることができなかつたリスク管理の甘さに根本的な問題があつたのではないかという結論に達したことを報告する。